長島町地域おこし協力隊募集支援業務委託　公募型プロポーザル方式実施要領

１．目的

地域おこし協力隊員募集に際し、採用後のミッション内容等のミスマッチを防ぐ募集要項の作成支援、より良い人材確保のための効果的な広報戦略やPR活動の支援及びこれらに付随する業務の支援を行うため、受託業者を公募型プロポーザル方式により選定するための必要な手続きについて定めるものである。

２．業務概要

(1)　業 務 名　　長島町地域おこし協力隊募集支援業務委託

(2)　業務内容　　別添「長島町地域おこし協力隊募集支援業務委託仕様書」のとおり

(3)　履行期間　　契約締結の日から令和９年３月３１日まで

(4)　限 度 額　　３，０００，０００円（消費税込）

３．受託業者の選定方法

(1)　受託事業者は、「長島町地域おこし協力隊募集支援業務委託に関する公募型プロポーザル審査委員会」の評価に基づき決定する。

(2)　選定は、企画提案書及びその他の提出書類に基づく書面審査並びに企画提案審査会（プレゼンテーション）により行う。

(3)　審査の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、次に評価点の合計が高い者から順に交渉を行う。

(4)　評価点の合計が同点の場合は、審査項目の「提案内容」の合計が最も高い提案業者を選定することとし、それも同点の場合は見積金額が低い提案業者を選定することとする。それでもなお選定できない場合は、プロポーザル審査委員会の多数決により優先交渉権者を選定する。

(5)　提案内容の水準を確保するため、総合点が６割に満たない場合は不合格とする。

(6)　参加者が１者の場合であっても審査会を実施して審査を行い、選定の可否を決定する。

４．参加資格

次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

(1)　プロポーザル及びその後の契約の締結について、不正又は不誠実な行為をしないことを誓約できる者であること。

(2)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(3)　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225条）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

(4)　手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(5)　国税及び地方税の滞納がないこと。

(6)　長島町暴力団排除条例（平成 25 年長島町条例第 2 号）に規定する暴力団関係者ではないこと。

(7)　指名停止を受けていないこと。

(8)　本業務において、十分な業務遂行能力を有し、常に連絡調整ができるように、体制を整えておける者であること。

(9)　国、地方公共団体のいずれかの団体と、地域おこし協力隊募集支援業務委託契約の履行実績があること。なお、履行実績がない場合は、他の信用に足りることを証明する書類を提出すること。

５．各種期限及びスケジュール

(1)	公募開始	令和８年７月８日（水）※町ＨＰにて公開
(2)	質問書受付期限	令和８年７月１５日（水）午後３時まで
(3)	参加申込書及び資格確認書類提出期限	令和８年７月２２日（水）午後３時まで
(4)	企画提案書類等の提出期限	令和８年７月２８日（火）午後３時まで
(5)	企画提案審査会	令和８年７月２９日（水）～８月上旬
(6)	審査結果通知	令和８年８月上旬

６．質問の受付及び回答

本要領の内容について質問がある場合は、下記に従い質問書（様式１）を電子メールにて提出すること。また、電子メールのタイトルは「【事業者名】長島町地域おこし協力隊募集支援業務委託に係る質問事項」とすること。

(1)受付期限　　令和８年７月１５日（水）午後３時まで

(2)受付場所　　長島町役場　地方創生課　地方創生係

(3)受付方法　　質問書（様式１）を電子メールにて提出

メールアドレス：chisei@town.nagashima.lg.jp

(4)回答方法　　電子メールにて回答

７．参加申込及び資格確認書類の提出

本業務に参加する意思のある者は、参加申込書（様式２）及び下記の（１）入札参加資格書類を提出すること。なお、すでに長島町において指名競争参加資格を有している者については、入札参加資格書類の提出は要しない。

(1)　入札参加資格書類

様式については、国土交通省統一様式、鹿児島県様式を使用又は準じて作成、自社様式または他の自治体の様式等でも可とします。

ｱ　入札参加資格審査申請書

ｲ　取扱い物品または業務等の種類、分類等がわかる調書等

ｳ　登記簿謄本（写し）

ｴ　法人の消費税の納税証明書（写し）
　　（未納、滞納ない旨の証明書で可）
ｵ　法人の都道府県民税の納税証明書（写し）
　　（未納、滞納ない旨の証明書で可）
ｶ　法人市・町民税の納税証明書（写し）
　　（未納、滞納ない旨の証明書で可）
ｷ　使用印鑑届（原本）及び印鑑証明書（写し）
ｸ　納品等実績調書
　　（自社様式または他の申請での様式（写し）でも可）
ｹ　使用人数一覧
　　（本社、委任先営業所等の技術員、事務員の数が記載されているもので、自社様式または他の申請での様式（写し）可）
ｺ　技術者経歴書
　　（取扱いの物品、業務等に技術資格が必要な場合のみ、自社様式または他の申請での様式（写し）可）
ｻ　主要取引金融機関名
ｼ　委任状（支店等に委任する場合のみ提出）
ｽ　営業所一覧（営業所がある場合のみ提出）

(2)　提出期限
令和８年７月２２日（水）午後３時まで

(3)　提出方法
ｱ　郵送又は持参（郵送の場合は、書留その他到着を確認できる方法によること。）
ｲ　提出先
　事務局：長島町役場地方創生課地方創生係
　住　所：〒８９９－１４０１　鹿児島県出水郡長島町鷹巣１８７５－１
　電　話：０９９６－８６－１１０１（直通）

８．企画提案書について

(1)　企画提案に係る提出物

提出書類名	留意事項
企画提案書	任意様式。企画提案書は、仕様書に基づく業務内容で、理解しやすいよう工夫すること。
会社概要	任意様式で可とする。企業パンフレット、冊子等も可とする。
業務実績書	様式３
業務体制表	様式４
業務スケジュール	任意様式で可とする。
自社ＰＲ	任意様式で可とし、提出は任意とする。
見積書	任意様式で可。限度額に示した金額を超えないこと。業務遂行に必要となるすべての作業項目及び経費を見積るものとし、内訳書に回数・単価等が分かるように記載すること。

(2)　提出期限

令和７年７月２８日（火）午後３時まで（必着）

(3)　提出方法

ｱ　郵送又は持参（郵送の場合は、書留その他到着を確認できる方法によること。）

ｲ　提出先

事務局：長島町役場地方創生課地方創生係

住　所：〒８９９－１４０１　鹿児島県出水郡長島町鷹巣１８７５－１

電　話：０９９６－８６－１１０１（直通）

(4)　提出部数

上記の順に並べたものを７部（正本１部、写し６部）提出すること。書類は基本的にＡ４サイズで作成し、文字サイズは１０ポイント以上とすること。図表等でＡ４サイズで見えにくい場合は、Ａ３サイズも可とする。ただし、その場合はＡ４サイズになるように、折り込むこと。

９．審査及び選定

企画提案の審査は、提出された企画提案書及びその他の提出書類に基づき、長島町が別に定める委員により組織された「長島町地域おこし協力隊募集支援業務委託に関する公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査会」という。）」が書面及び企画提案審査会（プレゼンテーション）による審査を行い選定する。

受託候補者の選定にあたっては、下記審査項目及び評価基準に基づき、審査を行い、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら評価・採点し、委員会の委員ごとに求めた得点を合算した点数を合計得点とし、その合計得点が最も高い者を受託候補者とする。

⑴　企画提案審査会（プレゼンテーション）実施日

令和８年７月２９日（水）～８月上旬

※　実施順は公募型プロポーザル参加表明書の受付順とし、会場や時間割等は別途通知する。

⑵　プレゼンテーションの時間等

⑺企画提案書等に基づき、３０分以内（提案説明２０分、質疑応答１０分）とする。

⑴出席者は３名以内とし、本業務の主担当者は必ず出席すること。ただし、オンライン（Zoom）でのプレゼンテーションを可とし、希望する者は参加表明書（様式２）にて申し出ること

⑼説明に要する当日の追加資料は可とする。

⑽説明のためのスクリーン及びプロジェクター、電源は長島町が用意するが、パソコンや電源ケーブル等その他説明に必要なものがある場合は、提案者が用意すること。

⑶　審査の項目

審査項目、評価基準は、次表のとおりとする。

審査項目		評価基準	配点
業務実績		・他自治体等での類似業務の実績	１０
地域性の理解		・本町の地域性を理解しているか	１０
プレゼンテーション		・提案内容を的確に説明しているか ・質疑に対し的確に回答しているか	１０
提案内容 【提案書】	業務計画及び準備	・業務計画の立て方等が合理的に整理されており、円滑な業務遂行が期待できるか	１０
	募集支援	・課題解決に向けた支援方法となっているか	２０
	募集方法	・募集や広告の掲載は募集に効果的な方法となっているか	２０
	関係者に向けたアドバイス	・関係者への適切なアドバイスを行うことが出来る体制となっているか	１０
提案価格		・提案された体制、内容に見合った金額が算出されているか。 ・経費節減等、企業努力がされているか。また、極端に安価な金額ではないか。	１０

１０．失格条項

下記のいずれかに該当する者は、失格とする。

(1)　提案書等の必要書類を提出期限内に提出しない場合

(2)　提案された見積書の金額が本要領 2(4)の限度額を超えていた場合

(3)　４の参加資格を満たしていないと判断される場合

(4)　提出書類に虚偽の記載があった場合

(5)　審査結果に影響を与えるよう、故意に工作した場合

(6)　その他、適正な審査を妨害した場合

１１．契約に関する事項

(1)　選定された提案者については、受託候補者として業務委託に関する必要な協議を行うものとし、契約書の作成にあたっての条件の協議が整い次第、業務委託契約を締結する。

(2)　受託候補者の選定後、特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を記載した参加辞退届（様式 5）を提出すること。なお、この場合、次順位者を受託候補者とする。

(3)　契約金額については、優先交渉権者から見積書を徴取し、契約金額は予定価格の範囲内と確認したうえで決定する。

(4)　契約金額の支払い方法

受託者から提出される経費報告書を基に、委託者が業務の実施に要した経費等から払うべき額を確定する「精算払い」の方法をとる。

１２．その他

(1)　提案書等の作成及び提出等プロポーザル参加に要する費用は、全て当該提案者の負担とする。

(2)　提出書類は、返却しない。

(3)　公募型プロポーザル参加申込書、企画提案書及び見積書は、それぞれの提出期限後において、差し替え、訂正及び再提出することを認めない。ただし、当該提出期限後に、必要に応じて追加資料の提出を求める場合がある。

(4)　企画提案書等の作成のために本町から受領した資料等は、本町の了解なく公表し、又は使用してはならない。

(5)　本業務に係る情報公開請求があった場合は、長島町情報公開条例に基づき提出書類を公開することがある。

(6)　提出書類は、必要な範囲において複製を作成することがある。

(7)　本プロポーザルは優先交渉権者の選定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。また、契約時までに仕様の変更もあり得る。

(8)　本プロポーザルの参加を辞退した者について、これを理由として以後の入札等について不利益な取扱いは行わない。

(9)　提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等

を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提案者が負うものとする。

(10) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については担当部局が別に定める。

１３． 問い合わせ先

〒899-1401
鹿児島県出水郡長島町鷹巣１８７５－１
長島町役場　地方創生課　地方創生係
電話：0996-86-1101　ＦＡＸ：0996-86-0950
メールアドレス：chisei@town.nagashima.lg.jp